

香川労働局発表
令和4年11月9日



報道関係者各位

担当・照会先	香川労働局 職業安定部 訓練室 室長 北川 雅敏 地方人材育成対策担当官 多田 祥子 【電話】087-804-8900
	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構香川支部 求職者支援課 課長 赤星 孝和 【電話】087-867-6728

短期・短時間特例訓練を開講します(県内25コース目)

～令和5年3月31日までの時限措置～

香川労働局(局長 松瀬貴裕)と独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構香川支部(支部長 川崎聡)は、県内25コース目となる短期・短時間特例訓練「基礎からしっかり学ぶエステティシャン養成科(短期間・短時間)」を開講します。

【基礎からしっかり学ぶエステティシャン養成科(短期間・短時間)の概要】 詳細別紙参照

訓練内容: エステティックのサロンにおけるフェイシャル・ボディリートメント、カウンセリング、接客対応・衛生管理に関する知識及び技術を習得する。

募集期間: 令和4年11月9日(水)～12月12日(月)

訓練期間: 令和5年1月11日(水)～3月10日(金)

訓練時間: 9時30分～16時20分 (総訓練時間 142時間)

実施施設: AJESTHE登録教室 マキシム(高松市下田井町 550番地 16)

受講料: 無料(ただし、テキスト代 11,000円(税込))

対象: 離職者、休業を余儀なくされている方、シフトが減少した方等

受講相談・申し込みは、住所を管轄するハローワークにご相談ください。

★短期・短時間特例訓練の特徴

従来、主に離職者向けであった求職者支援訓練を、**新型コロナウイルスの影響で休業やシフトの減少を余儀なくされた方、在職しながらスキルアップを図り正規雇用を目指す方等も受講できるよう、対象者の範囲を拡大**しました。また、仕事をしながら受講しやすくするため、**訓練時間や期間の短縮(※1)、職業訓練受講給付金の要件緩和(※2)**等の措置も行います。(令和3年2月12日に厚生労働省が策定した「新たな雇用・訓練パッケージ」の施策の一つです)

(※1) 通常週5日×3ヶ月の訓練を、週3日程度×2ヶ月に短縮

(※2) 月10万円を受給しながら学べる職業訓練受講給付金の支給要件について、

(1)「月収8万円以下」の要件を、シフト制で働く方等は「12万円以下」に緩和

(2)出勤日は支給対象外であったが、やむを得ない欠席として支給する